青年等就農資金[新規]

【青年等就農資金利子補給金 53百万円】 【青年等就農資金円滑化業務出資金 105百万円】 【青年等就農資金債務保証事業 31百万円】 【農林水産業者向け業務補給金 17,466百万円の内数】

- 対策のポイント ----

新規就農者の定着を促進するため、従来の就農支援資金から、貸付プロセスを見直し内容を拡充した、新規就農者向けの無利子資金を新設します。

く背景/課題>

- ・我が国農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が66.2歳(平成24年)と高齢化が進展しています。
- ・持続可能な力強い農業を実現するには、2万人/年の青年新規就農者が定着することが必要ですが、実際には1万5千人(平成24年:40歳未満)にとどまり、そのうち定着するのは1万人程度です。
- ・このため、青年新規就農者数を倍増させる必要がありますが、営農に必要な機械・施設の整備等のための資金の確保が大きな課題となっています。

政策目標

青年新規就農者を毎年2万人定着させ、10年後に40代以下の農業従事者を 約40万人に拡大

<主な内容>

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金を新設します。

本資金は、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した担い手育成支援ができるよう、従来の都道府県融資から(株)日本政策金融公庫等の融資に切り替えるなど貸付プロセスを見直すとともに、貸付対象者を青年、知識・技能を有する者とする他、これらの者が役員の過半を占める法人を追加する等、制度内容を拡充します。

制度の概要

(1)貸付対象者:新たに農業経営を営もうとする青年等※であって市町村から青年

等就農計画の認定を受けた認定就農者

※青年、知識・技能を有する者、これらの者が役員の過半を占める法人 ※農業経営を開始してから一定期間以内のものを含み、認定農業者を除く

(2) 資 金 使 途 :施設、機械の取得等(農地等の取得は除く)

(3)貸付限度額:3,700万円

(4)貸付利率:無利子

(5) 償 環 期 限 :12年以内(据置期間5年以内)

(6) 担保・保証人:融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要

(7)貸付主体:(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

※農協等民間金融機関による転貸も可能

(8)融資枠:60億円(別途、沖縄振興開発金融公庫は融資枠1億円)

なお、旧制度に基づく認定就農者に対する経過措置を設けます。

就農支援資金貸付金【505(968)百万円】

「お問い合わせ先:経営局就農・女性課(03-3502-6469)]